

1 審査会の結論

実施機関が行った非公開決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成17年4月26日付けでいなべ市情報公開条例（平成15年いなべ市条例第8号。以下「条例」という。）に基づき行った「市民から市長等が刑事告発された事件で、いなべ警察署の提出した書類の目録の写し又は受領書等の写し」の公開請求に対し、いなべ市長（以下「実施機関」という。）が平成17年5月24日付けで行った非公開決定処分の取消しを求めるというものである。

3 本件対象公文書について

本件異議申立ての対象となっている公文書は「押収品目録交付書（以下「本件対象公文書」という。）」である。

4 実施機関の非公開決定理由説明要旨

実施機関は、次の理由により、本件対象公文書を非公開とした。

(1) 本件対象公文書は、「訴訟に関する書類」である。

押収品目録交付書については、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第120条の準用規定である同法第222条は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が押収品を押収した場合に押収品の保管者等に交付しなければならないとしている。

「訴訟に関する書類」とは「被疑事件又は被告事件に関して作成された書類をいい、裁判所又は裁判官の保管している書類に限らず、検察官、司法警察員、弁護士その他第三者の保管しているものをも含む。」（平成5年9月8日神戸地裁判決）とされている。したがって、当該公文書は、刑事訴訟法第47条で定める「訴訟に関する書類」に該当すると判断した。

刑事訴訟法第47条は、「訴訟に関する書類」については、公判の開廷前には、これを公にしてはならないとしている。ただし、例外的に公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、公にすることができるかとされているが、本件の場合には、その例外には該当しないと判断した。

本件対象公文書が交付される元となる被疑事件については公判開廷前であるので、本件対象公文書は刑事訴訟法第47条に定める公判開廷前には公にしてはならない書類に該当すると判断した。

したがって、本件対象公文書は、条例第9条第1号（法令秘情報）に定める「法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国、県の機関の指示により、公開することができないと認められるもの」に該当すると判断し、非公開とした。

5 異議申立ての理由

異議申立人は、次の理由により、「本件対象公文書は公開されるべきものである。」と主張している。

(1) 捜査機関ではないいなべ市役所で保管されている公文書が「訴訟に関する書類」に該当するとは考えられず、条例第9条第1号には該当しない。

6 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

いなべ市情報公開条例の制定目的は、市民の公文書の公開を請求する権利を明らかにし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、開かれた市政を一層推進するというものである。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な運営が損なわれるなど公益を害することが無いよう、原則公開の例外を定めている。当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下について判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、三重県員弁警察署（現いなべ警察署）の司法警察員が、刑事訴訟法第 197 条第 2 項「捜査に必要な取調べ」の規定に基づく捜査を行ううえで、いなべ市長に対し捜査関係事項照会（書面、簿冊等の提出）を行い、これに基づいて、押収品を押収した際、押収品（公文書等）と引換えに交付したものである。

本件対象公文書は、前記第 222 条に基づき、司法警察職員が押収品を押収した際に、押収品の保管者等（市長）に交付した書類である。

(3) 刑事訴訟法第 47 条について

刑事訴訟法第 47 条は、「訴訟に関する書類」は公判の開廷前には公にしてはならないとしており、同条ただし書において、公判の開廷前でも公益上の必要その他の事由がある場合に限って公にできることとしている。公益上の必要の例としては、国会法(昭和 22 年法律第 79 条)第 104 条に定める「官公署に対する報告又は記録提出の要求」の場合があり、その他の事由については、最高裁判例（昭和 48 年 3 月 13 日第二小法廷決定昭和 48 年（し）第 42 号）は、公判開廷前における「訴訟に関する書類」の公開については、極めて限定的に許容されるべきものとしている。

「訴訟に関する書類」の定義については、平成 5 年 9 月 8 日神戸地裁判決は「被疑事件又は被告事件に関して作成された書類をいい、裁判所又は裁判官の保管している書類に限らず、検察官、司法警察員、弁護人その他第三者の保管しているものをも含むと解すべきである。」（平成 5 年（モ）第 419 号）と判示しており、本件対象公文書は「訴訟に関する書類」と認められる。

また、実施機関から当審査会へ追加提出された資料から、本件対象公文書が交付される元となる被疑事件については、平成 16 年 10 月 12 日付けで三重県員弁警察署（現三重県いなべ警察署）から津地方検察庁四日市支部へ送付され、更に平成 16 年 11 月 10 日付けで津地方検察庁へ移送されている。平成 17 年 8 月 19 日現在、捜査中であり、その処分はまだ決定していないことが認められる。したがって、本件対象公文書について公開請求が行われた時点で、当該被疑事件は公判開廷前にあったと認められる。

(4) いなべ市情報公開条例第 9 条第 1 号（法令秘情報）について

本号は、法令等の規定により公開できない情報は、この条例によっても非公開とすることを確認的に定めたものである。法令等とは、法律及び政令、府令、省令その他の命令（国の行政機関によって制定されるもの）並びにいなべ市の条例をいうものと解される。

(5) 結論

本件対象公文書は、法令等の規定により公開することができないとされる公文書に該当すると認められ、市条例第 9 条第 1 号に該当し非公開が妥当であると判断する。

別紙

審査会処理経過

年月日	処理内容
平成 17 年 7 月 12 日	諮問書受理
平成 17 年 7 月 28 日	実施機関の経過及び非公開理由説明並びに審議（第 2 回審査会）
平成 17 年 9 月 1 日	審議及び答申（第 3 回審査会）

いなべ市情報公開・個人情報保護審査会

役 職	氏 名	備 考
会 長	坂東 行和	四日市大学総合政策学部教授
会長代理	杉岡 治	弁護士
委 員	伊藤 征記	地元有識者 団体役員
委 員	伊藤 裕	鈴鹿国際大学国際学部教授
委 員	杉浦 肇	弁護士